

公 告 第 8 号  
令和7年10月14日

支出負担行為担当官  
防衛装備庁長官 青柳 肇

## 訂 正 公 告

令和7年7月8日、公告第2号により公表した内容の一部を、別紙のとおり訂正する。

注：入札書に記入する公告番号は、この訂正公告の番号によらず、**公告第2号（令和7年7月8日）**とする。

添付書類：別紙

## 衛星コンステレーションの整備・運営等事業 入札説明書添付書類の訂正表

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後
1	資料－1 事業契約書（案）	8	18	第3条第4項（事業の趣旨の尊重及び遵守事項）	「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「提案書類」に従い、 <u>善良なる管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行する。</u>	「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「提案書類」に従い、 <u>善良なる管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行する。</u>
2	資料－1 事業契約書（案）	10	17	第9条第1項（契約の保証）	「事業者」は、本契約の締結日から「本格的運用」の開始日までの期間、次の各号に掲げるいずれかの保証を付すものとし、当該保証に係る契約保証金額又は保険金額は、次項に掲げる金額としなければならない。	「事業者」は、本契約の締結日から「本格的運用」の開始日の前日までの期間、次の各号に掲げるいずれかの保証を付すものとし、当該保証に係る契約保証金額又は保険金額は、次項に掲げる金額としなければならない。
3	資料－1 事業契約書（案）	19	14	第31条第5項（要求水準の変更による措置）	「事業者」又は「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、「発注者」は、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。	「事業者」又は「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、「発注者」は、「事業者」と協議の上、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。
4	資料－1 事業契約書（案）	23	15	第39条第3項（段階的運用及び本格的運用の開始）	「事業者」は、以下の条件が充足された場合、当該充足を証する資料を添えて「発注者」に通知するものとし、「発注者」が当該条件の充足を確認した時点で「本格的運用」が開始したものとみなされる。	「事業者」は、以下の条件が充足された場合、当該充足を証する資料を添えて「発注者」に通知するものとし、「発注者」が当該条件の充足を確認した時点で「本格的運用」が開始したものとみなされる。 <u>ただし、第三号については、令和10年9月30日までを猶予期間とし、当該日まででは不充足として構成しないことができる。</u>
5	資料－1 事業契約書（案）	32	20	第68条第1項（事業用地の確保等）	「事業者」は、その責任により、「実施計画書」に定める時期までに「統合運用システム等」及び「専用地上局」に係る「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）、建物及び設備の使用権原（第三者に対抗できるものその他「入札説明書等」に含まれるものに限る。以下同じ。）を確保し、かつ、「事業期間」中、「要求水準」に従って、当該「事業用地」、建物及び設備の使用権原を確保しなければならない。	「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、その責任により、「実施計画書」に定める時期までに「統合運用システム等」及び「専用地上局」に係る「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）、建物及び設備の使用権原（第三者に対抗できるものその他「入札説明書等」に含まれるものに限る。以下同じ。）を確保し、かつ、「事業期間」中、「要求水準」に従って、当該「事業用地」、建物及び設備の使用権原を確保しなければならない。
6	資料－1 事業契約書（案）	33	5 9	第70条（登記）	「事業者」は、「統合運用システム等」及び「専用地上局」の完成後、自らの責任及び費用負担において、「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）に整備された「統合運用システム等」及び「専用地上局」（登記が可能なものに限る。）の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、登記簿謄本の写し又は全部事項証明書を「発注者」に提出しなければならない	「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、「統合運用システム等」及び「専用地上局」の完成後、自らの責任及び費用負担において、「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）に整備された「統合運用システム等」及び「専用地上局」（登記が可能なものに限る。）の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、登記簿謄本の写し又は全部事項証明書を「発注者」に提出しなければならない。
7	資料－1 事業契約書（案）	33	20	第73条第1項（本事業専用地上施設の所有）	「事業者」は、本契約が終了するまで、「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）又は「本事業専用地上施設」（「飯岡地上局」を除く。）を所有し、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、当該「本事業専用地上施設」の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。	「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、本契約が終了するまで、「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）又は「本事業専用地上施設」（「飯岡地上局」を除く。）を所有し、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、当該「本事業専用地上施設」の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。
8	資料－1 事業契約書（案）	33	24	第73条第2項（本事業専用地上施設の所有）	前項の規定にかかわらず、「発注者」の承諾を得て「事業者」がリースの方法により調達した物品その他の「発注者」の承諾を得たものについては、「事業者」以外の者に所有させ、又は債権者のために担保権を設定できる。	前項の規定にかかわらず、「発注者」の承諾を得て「事業者」が自ら又は「地上施設運用企業」をして、リースの方法により調達した物品その他の「発注者」の承諾を得たものについては、「事業者」以外の者に所有させ、又は債権者のために担保権を設定できる。

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後																																				
9	資料-1 事業契約書(案)	48	3	別紙2 契約代金額の内訳	<p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">令和9年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>第1四半期</td> <td>第2四半期</td> <td>第3四半期</td> <td>第4四半期</td> <td>年度計</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]	令和9年度					[略]	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	[略]						<p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">令和9年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>第1四半期</td> <td>第2四半期</td> <td>第3四半期</td> <td>第4四半期</td> <td>年度計</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]	令和9年度					[略]	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	[略]					
[略]	令和9年度																																									
[略]	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計																																					
[略]																																										
[略]	令和9年度																																									
[略]	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計																																					
[略]																																										
10	資料-1 事業契約書(案)	51	34	別紙3 用語の定義	10 「解除違約金」 本契約第81条により本契約が解除された場合に「発注者」が「事業者」に支払う違約金をいい、詳細は本契約別紙13「解除違約金の算定方法」による。	10 「解除違約金」 本契約第81条により本契約が解除された場合に「事業者」が「発注者」に支払う違約金をいい、詳細は本契約別紙13「解除違約金の算定方法」による。																																				
11	資料-1 事業契約書(案)	106	10	別紙6 事業者等が付す保険等	保険期間：本契約締結日から「本格的運用」の開始日までの期間	保険期間：本契約締結日から「本格的運用」の開始日の前日までの期間																																				
12	資料-2 業務要求水準書	22	31	第2部 第1 6.2.1 b.アップリンク地上局	・3.1で示す対象領域を撮像する衛星は、国の撮像指示で示された撮像予定時刻までに、 <u>その他地上局又は専用地上局において</u> 〔a〕%以上のアップリンクを完了することとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。	・3.1で示す対象領域を撮像する衛星は、国の撮像指示で示された撮像予定時刻までに、 <u>その他地上局において</u> 〔a〕%以上のアップリンクを完了することとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。																																				
13	資料-2 業務要求水準書	23	16 18	第2部 第1 6.2.2 b.アップリンク地上局	・3.1で示す対象領域を撮像する衛星に対して、撮像指示が最短でアップリンク可能な <u>その他地上局</u> の予約依頼を予約開始時点で〔1〕%以上実施することとし、事業者はこれを証明する <u>予約依頼実績</u> を国に提出するものとする。 ・3.1で示す対象領域を撮像する衛星は、国の撮像指示で示された撮像予定時刻までに、 <u>その他地上局又は専用地上局において</u> 〔1〕%以上のアップリンクを完了することとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。	・3.1で示す対象領域を撮像する衛星に対して、撮像指示が最短でアップリンク可能な <u>その他地上局</u> の予約依頼を予約開始時点で〔1〕%以上実施することとし、事業者はこれを証明する <u>予約依頼実績書</u> を国に提出するものとする。 ・3.1で示す対象領域を撮像する衛星は、国の撮像指示で示された撮像予定時刻までに、 <u>その他地上局において</u> 〔1〕%以上のアップリンクを完了することとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。																																				
14	資料-2 業務要求水準書	35	29	第2部 第2 1.6 a.飯岡地上局の利用に必要な機能	事業者は、令和10年3月30日までに統合運用システムと市ヶ谷地上システムを接続し、飯岡地上局を利用することが最適な場合においては、必ず利用すること。	事業者は、令和10年3月30日までに統合運用システムと市ヶ谷地上システムを接続し、飯岡地上局を利用することが最適な場合においては、必ず利用すること。なお、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。																																				
15	資料-2 業務要求水準書	37	12	第2部 第2 2.1 専用地上局	事業者は、専用地上局、専用地上局を運用する運用センター、局舎及び地上回線を新設又は既存施設の増築等により整備の上、令和10年3月31日から運用するものとし、当該地上局を利用することが最適な場合においては、必ず利用すること。	事業者は、専用地上局、専用地上局を運用する運用センター、局舎及び地上回線を新設又は既存施設の増築等により整備の上、令和10年3月31日から運用するものとし、当該地上局を利用することが最適な場合においては、必ず利用すること。なお、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。																																				
16	資料-3 様式集及び記載要領	-	2	様式A-4添付①	<p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">令和9年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>第1四半期</td> <td>第2四半期</td> <td>第3四半期</td> <td>第4四半期</td> <td>年度計</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]	令和9年度					[略]	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	[略]						<p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">令和9年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>第1四半期</td> <td>第2四半期</td> <td>第3四半期</td> <td>第4四半期</td> <td>年度計</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]	令和9年度					[略]	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	[略]					
[略]	令和9年度																																									
[略]	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計																																					
[略]																																										
[略]	令和9年度																																									
[略]	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計																																					
[略]																																										
17	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	8	28	第2 3.各費用の支払額の算定及び支払方法	(3)全般管理業務費 本事業期間を通じて、各年度における年4回の全般管理業務費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2.(2)の支払スケジュールに基づき、 <u>全20回</u> 支払う。	(3)全般管理業務費 本事業期間を通じて、各年度における年4回の全般管理業務費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2.(2)の支払スケジュールに基づき、 <u>四半期ごと</u> に支払う。																																				

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後																																																																
18	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	12	-	別添資料 主要要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	<p>OAペイラビリティの評価による未達調整金措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>アベイラビリティの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>未達調整金※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td rowspan="3">画像データ取得費</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)</td> <td>業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がK機を下回らないこと</td> <td>K機を年間の平均が5%下回ることにより令和10年度の画像データ取得費の0.1%を徴収</td> </tr> <tr> <td>本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準</td> <td>撮像達成率(本事業衛星)</td> <td>[略]</td> <td>年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費の0.1%を徴収</td> </tr> <tr> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>撮像達成率(その他衛星)</td> <td>[略]</td> <td>年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費の0.1%を徴収</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	未達調整金※1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)	業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がK機を下回らないこと	K機を年間の平均が5%下回ることにより令和10年度の画像データ取得費の0.1%を徴収	本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率(本事業衛星)	[略]	年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費の0.1%を徴収	本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率(その他衛星)	[略]	年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費の0.1%を徴収	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>OAペイラビリティの評価による未達調整金措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>アベイラビリティの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>未達調整金※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td rowspan="3">画像データ取得費</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)</td> <td>業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がK機を下回らないこと</td> <td>K機を年間の平均が5%下回ることにより令和10年度の画像データ取得費の0.1%を徴収</td> </tr> <tr> <td>本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準</td> <td>撮像達成率(本事業衛星)</td> <td>[略]</td> <td>年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用に限る。)の0.1%を徴収</td> </tr> <tr> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>撮像達成率(その他衛星)</td> <td>[略]</td> <td>年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費(その他衛星に相当する費用に限る。)の0.1%を徴収</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	未達調整金※1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)	業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がK機を下回らないこと	K機を年間の平均が5%下回ることにより令和10年度の画像データ取得費の0.1%を徴収	本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率(本事業衛星)	[略]	年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用に限る。)の0.1%を徴収	本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率(その他衛星)	[略]	年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費(その他衛星に相当する費用に限る。)の0.1%を徴収	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	未達調整金※1																																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)	業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がK機を下回らないこと	K機を年間の平均が5%下回ることにより令和10年度の画像データ取得費の0.1%を徴収																																																																	
		本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率(本事業衛星)	[略]	年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費の0.1%を徴収																																																																	
		本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率(その他衛星)	[略]	年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費の0.1%を徴収																																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	未達調整金※1																																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)	業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がK機を下回らないこと	K機を年間の平均が5%下回ることにより令和10年度の画像データ取得費の0.1%を徴収																																																																	
		本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率(本事業衛星)	[略]	年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用に限る。)の0.1%を徴収																																																																	
		本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率(その他衛星)	[略]	年間の累積で撮像実績が1%下回ることにより当該年度の画像データ取得費(その他衛星に相当する費用に限る。)の0.1%を徴収																																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																	

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後																																										
19	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	13	-	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	<p>○パフォーマンスの評価による返納等措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>パフォーマンスの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>サービス対価の返納等※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日</td> <td>画像データ取得費</td> <td>[略]</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>要求数量 [略]</td> <td>0.1%下回るごとに令和8年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納 (ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を評価)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1	令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日	画像データ取得費	[略]	本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量 [略]	0.1%下回るごとに令和8年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納 (ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を評価)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>○パフォーマンスの評価による返納等措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>パフォーマンスの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>サービス対価の返納等※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日</td> <td>画像データ取得費</td> <td>[略]</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>画像取得時間等 (本事業衛星以外の衛星) a. シーン単位の観測 ④以内 b. 連続的な観測 ④以内</td> <td>満たしていない場合は、納入数量に含めない</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>要求数量</td> <td>[略]</td> <td>0.1%下回るごとに令和8年度の画像データ取得費(本事業衛星)については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1	令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日	画像データ取得費	[略]	本事業衛星の運用に関する要求水準	画像取得時間等 (本事業衛星以外の衛星) a. シーン単位の観測 ④以内 b. 連続的な観測 ④以内	満たしていない場合は、納入数量に含めない	[略]	[略]	[略]	要求数量	[略]	0.1%下回るごとに令和8年度の画像データ取得費(本事業衛星)については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1																																											
令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日	画像データ取得費	[略]	本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量 [略]	0.1%下回るごとに令和8年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納 (ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を評価)																																											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																											
期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1																																											
令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日	画像データ取得費	[略]	本事業衛星の運用に関する要求水準	画像取得時間等 (本事業衛星以外の衛星) a. シーン単位の観測 ④以内 b. 連続的な観測 ④以内	満たしていない場合は、納入数量に含めない																																											
[略]	[略]	[略]	要求数量	[略]	0.1%下回るごとに令和8年度の画像データ取得費(本事業衛星)については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納																																											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																											

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後																																																																		
20	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	13 14	-	別添資料 主要要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	<p>○パフォーマンスの評価による返納等措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>パフォーマンスの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>サービス対価の返納等 ※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令和8年10月1日 ～ 令和10年3月30日</td> <td>画像データ取得費</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>要求数量</td> <td>[略]</td> <td>0.1%を下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納 <u>(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>統合運用システム等運用等業務費</td> <td>統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準</td> <td>簡易システムの運用開始時期</td> <td>[略]</td> <td>[略] ・270日以降は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等 ※1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	令和8年10月1日 ～ 令和10年3月30日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量	[略]	0.1%を下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納 <u>(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)</u>	[略]	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	簡易システムの運用開始時期	[略]	[略] ・270日以降は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>○パフォーマンスの評価による返納等措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>パフォーマンスの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>サービス対価の返納等 ※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令和8年10月1日 ～ 令和10年3月30日</td> <td>画像データ取得費</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>画像取得時間等 (本事業衛星以外 の衛星)</td> <td>業務要求水準書(資料-2)で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 n以内 b.連続的な観測 o以内</td> <td>満たしていない場合は、納入数量に含めない</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>統合運用システム等運用等業務費</td> <td>統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準</td> <td>要求数量</td> <td>[略]</td> <td>0.1%を下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略] ・270日以降は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等 ※1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	令和8年10月1日 ～ 令和10年3月30日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	画像取得時間等 (本事業衛星以外 の衛星)	業務要求水準書(資料-2)で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 n以内 b.連続的な観測 o以内	満たしていない場合は、納入数量に含めない	[略]	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	要求数量	[略]	0.1%を下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略] ・270日以降は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等 ※1																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
令和8年10月1日 ～ 令和10年3月30日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量	[略]	0.1%を下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納 <u>(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)</u>																																																																			
[略]	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	簡易システムの運用開始時期	[略]	[略] ・270日以降は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等 ※1																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
令和8年10月1日 ～ 令和10年3月30日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	画像取得時間等 (本事業衛星以外 の衛星)	業務要求水準書(資料-2)で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 n以内 b.連続的な観測 o以内	満たしていない場合は、納入数量に含めない																																																																			
[略]	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	要求数量	[略]	0.1%を下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略] ・270日以降は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後																																																						
21	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	14	-	別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	<p>○パフォーマンスの評価による返納等措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>パフォーマンスの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>サービス対価の返納等※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td>画像データ取得費</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>要求数量</td> <td>[略]</td> <td>0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量	[略]	0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>○パフォーマンスの評価による返納等措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>パフォーマンスの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>サービス対価の返納等※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td>画像データ取得費</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>要求数量</td> <td>[略]</td> <td>業務要求水準書(資料-2)で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 n)以内 b.連続的な観測 c)以内</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量	[略]	業務要求水準書(資料-2)で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 n)以内 b.連続的な観測 c)以内	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量	[略]	0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を国に返納(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量	[略]	業務要求水準書(資料-2)で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 n)以内 b.連続的な観測 c)以内																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用)の0.1%を国に返納(ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価)																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																							

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後																																																
22	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	15	-	別添資料 主要要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準	<p>○パフォーマンスの評価による返納等措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>パフォーマンスの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>サービス対価の返納等※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td>統合運用システム等運用等業務費</td> <td>統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準</td> <td>統合運用システムの運用開始時期</td> <td>[略]</td> <td>基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・270日までの間は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日までの間は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日以降は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	統合運用システムの運用開始時期	[略]	基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・270日までの間は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日までの間は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日以降は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>○パフォーマンスの評価による返納等措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>パフォーマンスの評価に関連する要求水準</th> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>サービス対価の返納等※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td>統合運用システム等運用等業務費</td> <td>統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準</td> <td>統合運用システムの運用開始時期</td> <td>[略]</td> <td>基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・270日までの間は、<u>統合運用システム</u>の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日までの間は、<u>統合運用システム</u>の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日以降は、<u>統合運用システム</u>の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	統合運用システムの運用開始時期	[略]	基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・270日までの間は、 <u>統合運用システム</u> の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日までの間は、 <u>統合運用システム</u> の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日以降は、 <u>統合運用システム</u> の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	統合運用システムの運用開始時期	[略]	基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・270日までの間は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日までの間は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日以降は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	統合運用システムの運用開始時期	[略]	基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・270日までの間は、 <u>統合運用システム</u> の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日までの間は、 <u>統合運用システム</u> の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・540日以降は、 <u>統合運用システム</u> の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																	

No	書類名	ページ	行	項目名	訂正前	訂正後																																																								
23	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	16	-	別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	<p style="text-align: center;">パフォーマンスに反映する項目及び基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>アベイラビリティの評価に関連する要求水準</th> <th>アベイラビリティの評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>【略】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td rowspan="3">画像データ取得費</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)</td> <td>業務要求水準書(案)(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がk機を下回らないこと</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>業務要求水準書(案)(資料-2)第2部第18.4.1(2)bにおいて、本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	評価内容	【略】	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)	業務要求水準書(案)(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がk機を下回らないこと	【略】	【略】	本事業衛星の運用に関する要求水準	業務要求水準書(案)(資料-2)第2部第18.4.1(2)bにおいて、本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	<p style="text-align: center;">パフォーマンスに反映する項目及び基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>アベイラビリティの評価に関連する要求水準</th> <th>アベイラビリティの評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>【略】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td rowspan="3">画像データ取得費</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)</td> <td>業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がk機を下回らないこと</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)bにおいて、本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	評価内容	【略】	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)	業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がk機を下回らないこと	【略】	【略】	本事業衛星の運用に関する要求水準	業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)bにおいて、本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】				
					期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	評価内容	【略】																																																				
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	【略】	【略】	【略】	【略】																																																									
		【略】	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)	業務要求水準書(案)(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がk機を下回らないこと	【略】																																																									
		【略】	本事業衛星の運用に関する要求水準	業務要求水準書(案)(資料-2)第2部第18.4.1(2)bにおいて、本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと	【略】																																																									
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】																																																									
期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	評価内容	【略】																																																									
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	【略】	【略】	【略】	【略】																																																									
		【略】	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)	業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がk機を下回らないこと	【略】																																																									
		【略】	本事業衛星の運用に関する要求水準	業務要求水準書(資料-2)第2部第18.4.1(2)bにおいて、本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと	【略】																																																									
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】																																																									
24	資料-4 サービス対価の算定及び支払方法	16	-	別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準	<p style="text-align: center;">パフォーマンスに反映する項目及び基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>アベイラビリティの評価に関連する要求水準</th> <th>アベイラビリティの評価項目</th> <th>アベイラビリティ未達による未達調整金※1</th> <th>【略】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td rowspan="3">画像データ取得費</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準</td> <td>撮像達成率(本事業衛星)</td> <td>年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>撮像達成率(その他衛星)</td> <td>年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	アベイラビリティ未達による未達調整金※1	【略】	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率(本事業衛星)	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%	【略】	【略】	本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率(その他衛星)	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	<p style="text-align: center;">パフォーマンスに反映する項目及び基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>アベイラビリティの評価に関連する要求水準</th> <th>アベイラビリティの評価項目</th> <th>アベイラビリティ未達による未達調整金※1</th> <th>【略】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日</td> <td rowspan="3">画像データ取得費</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準</td> <td>撮像達成率(本事業衛星)</td> <td>年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用に限る。)の0.1%</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>本事業衛星の運用に関する要求水準</td> <td>撮像達成率(その他衛星)</td> <td>年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(その他衛星に相当する費用に限る。)の0.1%</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	アベイラビリティ未達による未達調整金※1	【略】	令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率(本事業衛星)	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用に限る。)の0.1%	【略】	【略】	本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率(その他衛星)	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(その他衛星に相当する費用に限る。)の0.1%	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
					期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	アベイラビリティ未達による未達調整金※1	【略】																																																				
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	【略】	【略】	【略】	【略】																																																									
		【略】	本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率(本事業衛星)	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%	【略】																																																								
		【略】	本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率(その他衛星)	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%	【略】																																																								
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】																																																									
期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	アベイラビリティ未達による未達調整金※1	【略】																																																									
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	【略】	【略】	【略】	【略】																																																									
		【略】	本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率(本事業衛星)	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(本事業衛星に相当する費用に限る。)の0.1%	【略】																																																								
		【略】	本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率(その他衛星)	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費(その他衛星に相当する費用に限る。)の0.1%	【略】																																																								
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】																																																									